

証券コード 3802

2019年6月7日

株 主 各 位

札幌市中央区大通西八丁目1-1
朝日生命札幌大通ビル
株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク
代表取締役社長 熊 谷 浩 二

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください（詳細は、31頁をご確認ください。）。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 札幌市中央区南一条西五丁目9番地1
ホテルオークラ札幌 2階 フォンテーヌ
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ecomic.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ecomic.jp>）に掲載させていただきます。

~~~~~  
会社説明会開催のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第22期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。

是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢の改善や個人消費の持ち直しにより、緩やかに回復しております。今後も雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くと見られます。しかし一方で、少子高齢化・人口減少が進む中で、人材不足を克服し持続的な経済成長につなげるためには、働き方改革に伴う多様な人材の労働参加を図ることや、AI及びRPA（ロボティック・プロセス・オートメーションの略。ロボットによる業務自動化のこと）等の導入などにより生産性の向上を図ることが大きな課題とされています。また、通商問題の動向や海外経済の動向、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当業界におきましては、この様な緩やかな景気回復基調、人材不足及び働き方改革等を背景に、引続き企業の効率化、省力化への動向が継続しており、今後、事業再構築の手段としてアウトソーシングニーズは高まっていくと考えております。

そこで当社グループは、経営方針にある「お客様への価値あるサービスの提供」として、顧客企業に対し給与計算に係る人材、時間等の経営資源をより価値の高い本来業務へ転換していただくことによるコストの削減、顧客企業の生産性向上の観点から、アウトソーシングサービスの提案を行い、あらゆる企業から管理部門のルーティンワークを減らすべく付加価値の高いサービスの提供を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は1,076,100千円（前連結会計年度比10.9%増）、営業利益は94,987千円（前連結会計年度比41.6%増）、経常利益は102,162千円（前連結会計年度比40.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は76,799千円（前連結会計年度比38.5%増）となりました。

当社グループはペイロール事業の単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント区分を行っておりません。この単一セグメントであるペイロール事業の経営成績は次のとおりであります。

当連結会計年度については、引続き既存顧客との関係強化及び積極的な営業活動に取り組んでまいりました。売上高については、新規の給与計算及び給与計算に付随する業務の受注並びにクラウドアウトソーシングサービスである「簡単年調」を中心とした年末調整のスポット案件の受注が好調であったため10.9%増加し1,076,100千円となりました。利益につきましては、作業の標準化や子会社への業務委託等に伴う売上原価率の抑制により、前連結会計年度に比べ売上高総利益率は2.9ポイント上昇し、営業利益は94,987千

円（前連結会計年度比41.6%増）、経常利益は102,162千円（前連結会計年度比40.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は76,799千円（前連結会計年度比38.5%増）となりました。

[事業の種類別売上高]

(単位：千円)

事業区分	売上高	構成比	前連結会計年度比
ペイロール事業	1,076,100	100.0%	10.9%
合計	1,076,100	100.0%	10.9%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は43,774千円であり、その内訳は主に、有形固定資産では電話交換機リプレイスや給与関連帳票の裁断、仕分け機械の購入等に伴う工具、器具及び備品6,812千円、無形固定資産では年末調整関連システムの改修等によるソフトウェア35,000千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2016年3月期)	第 20 期 (2017年3月期)	第 21 期 (2018年3月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高 (千円)	898,495	969,830	970,243	1,076,100
経常利益 (千円)	62,652	91,591	72,709	102,162
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	44,948	70,988	55,440	76,799
1株当たり当期純利益 (円)	28.24	44.56	34.60	47.86
総資産 (千円)	530,782	610,976	631,804	724,815
純資産 (千円)	457,504	522,471	568,484	628,154
1株当たり純資産 (円)	285.19	323.86	353.00	389.96

- (注) 1. 第21期より連結計算書類を作成しております。第19期及び第20期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキャリアバンク株式会社で、同社は当社の株式820,400株（議決権比率51.1%）を保有いたしております。

当社は親会社との間で、給与計算業務を受託し、人材派遣の受入等の取引を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害しないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
栄光情報技術（青島）有限公司	2,000千円	100%	ペイロール事業

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復に向かうことが期待されるものの、依然として、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響など、不透明な状況であります。それに伴い、企業は存続のために継続的な合理化努力を行いつつ、一方では、個人情報漏洩などの多岐に亘る企業リスクに対処しなければならないという非常に厳しい状況に晒されているといえます。

このような環境のもと、企業の講ずる合理化策、リスク回避策の一つがアウトソーシングであると思われます。アウトソーシングを活用することにより、管理間接部門のコスト削減が図れると同時に管理部門が本来行うべき業務への集中を図り合理化につなげること、また、情報漏洩リスクの一部を回避することができることから、今後もアウトソーシングのニーズはますます高まっていくものと考えております。

このような企業のニーズに対し、当社グループは以下の課題に取り組んでいく必要があると考えております。

① 業務のスピードアップ、成果物の量産

当社グループが行っているペイロール事業は、主に顧客企業の状況に合わせて給与計算を代行することにあります。個々の顧客企業に応じたシステムの構築を行い対応しておりますが、より効率を高め大量処理可能な業務フローを継続的に進化させていく必要があると考えております。

② 業務品質の向上及び情報管理体制の強化

当社グループが行っているペイロール事業では、業務成果物の正確性は、顧客企業が当社グループに業務を委託する際の前提条件と考えております。また、多くの企業は個人情報漏洩対策を重要な課題として認識していることから、当社グループでは顧客企業の信頼確保のために、品質向上の仕組み・体制及び情報管理体制を引き続き強化してまいりたいと考えております。

③ 優秀な人材の確保及び育成

昨今の人材不足により、アウトソーシングを活用する企業が増えております。そのため業務を受け入れる側のアウトソーサーは、業務量の増加に対応できる優秀な人材を確保する必要があります。当社グループでは、国籍・年齢・性別を問わずに優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、子会社への業務移管を進めることにより、業務量の増加に対応できる体制を整える必要があると考えております。

④ 災害等に関わるリスクの分散

今後、企業の災害等リスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズが高まることが予想されます。当社グループでは企業のそのようなニーズに応えるため、事務センターを複数拠点設けるなど災害等に備えてリスクの分散を行っておりますが、今後も更なるリスク対策を強化していく必要があると考えております。

⑤ 営業体制の強化

今後、サービス需要の高まりに合わせて、競合他社の需要取り込みに向けた動きが一層激しさを増すとみられます。特に、数千人から1万人規模の大企業は多くの競合他社がメインターゲットに据えており、グループ会社を含めた業務集約化として導入提案を行う競合他社も増えていることから、受注獲得に向けて競争激化は避けられない状況にあります。そのような中、当社グループでは営業体制の強化や日本国外のマーケットの開拓に取り組んでいく必要があると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ペイロール事業	給与計算受託業務

(6) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社	札幌市中央区
東京本部	東京都新宿区
大阪営業所	大阪市北区

② 子会社

栄光信息技术(青島)有限公司	中国山東省青島市
----------------	----------

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ペイロール事業	66名	3名増

(注) 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー等を含む。)を除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46(97)名	4名増(4名減)	36.2歳	4.3年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート社員(1人1日8時間換算)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年6月26日開催の第21期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 4,000,000株

② 発行済株式の総数 1,605,600株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は1,800株増加しております。

③ 株主数 740名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
キャリアバンク株式会社	820,400株	51.09%
佐藤良雄	179,600株	11.18%
熊谷浩二	72,000株	4.48%
目時伴雄	71,600株	4.45%
稲熊章男	35,800株	2.22%
加藤徹嘉	30,600株	1.90%
山鹿時子	28,000株	1.74%
中瀬浩一	25,400株	1.58%
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	24,400株	1.51%
高橋正雄	23,600株	1.46%

(注) 自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2014年5月16日
新株予約権の数		162個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり331円
権利行使期間		2016年7月1日から 2021年6月30日まで
行使の条件		(注1、2)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1人
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 1人

- (注) 1. 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
2. その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. 2017年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	熊 谷 浩 二	栄光信息技术（青島）有限公司 董事長
取 締 役	荒 谷 努	管理部長 栄光信息技术（青島）有限公司 董事
取 締 役	生 垣 公 彦	営業部長 栄光信息技术（青島）有限公司 董事
取 締 役	水 江 司 二	第1ペイロール部長
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	井 上 晋 一	井上晋一事務所代表
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	鈴 木 豊	
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	小 林 董 和	

- (注) 1. 取締役水江司二氏は2018年6月26日に社外取締役から業務執行取締役に就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）井上晋一氏及び小林董和氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）井上晋一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）井上晋一氏及び小林董和氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役（監査等委員）井上晋一氏及び小林董和氏と、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち 社 外 取 締 役)	4名 (1)	36,684千円 (1,501)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	3 (2)	3,514 (2,252)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	1,081 (210)
合 計 (うち 社 外 役 員)	7 (3)	41,279 (3,965)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1997年3月31日開催の創立総会において年額80,000千円以内(ただし、使用人給与は含まない。)と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2018年6月26日開催の株主総会において年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月26日開催の株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 社外取締役の報酬等の額には、2018年6月26日開催の第21回定時株主総会後に社外取締役から業務執行取締役役に就任した取締役1名の社外取締役在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 監査役の報酬限度額は、1997年3月31日開催の創立総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬等の額には、2018年6月26日開催の第21回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役3名の在任中の報酬等の額が含まれております。このうち、退任監査役全員(3名)につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)井上晋一氏は、井上晋一事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役(監査等委員)井上晋一氏は、当事業年度に開催された取締役会20回のうち、監査役として4回、監査等委員として16回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会4回のうち4回、監査等委員会16回のうち16回に出席し、適宜必要な発言を行っております。

取締役(監査等委員)小林董和氏は、当事業年度に開催された取締役会20回のうち、監査役として4回、監査等委員として15回出席し、主に豊富な業務経験と知識を生かして、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会4回のうち4回、監査等委員会16回のうち15回に出席し、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2019年3月31日現在、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社及び子会社は、経営方針のひとつにコンプライアンス（法令遵守）及び倫理的行動を掲げており、全役員並びに使用人に対して、研修等を通じて法令遵守や行動規範の周知徹底を図り、「コンプライアンス規程」及び「企業行動規範」に則った企業活動を行う。
ロ. 内部監査部門は、各部門の業務が法令及び定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査し、社長に報告する。
ハ. 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報規程に基づく内部通報制度を確立する。
ニ. 企業活動上求められる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを目的とし、コンプライアンス委員会を設置している。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定又は取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録及び稟議書を作成し、適切に保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃をする。
ロ. 自社情報、顧客情報及び個人情報各情報管理の徹底を図るとともに、漏洩対策にも積極的に取り組み、IT技術の進歩に合わせたセキュリティ体制構築を継続して確立する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、子会社においては、必要に応じて適宜開催している。
ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しているが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化及びIT化を進めていくものとする。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、子会社は当社へ定期的に報告し、又は事前協議を行う体制を構築している。

- ロ. その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部監査部門から定期的に内部監査を受けており、法令、定款及び社内規程に合致しているかの監査を受けている。また、子会社に対しては、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会の要請があった場合には、適切な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
上記の使用人の人事、評価等については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重する。また、監査等委員会より要請のある場合、上記の使用人は監査等委員会の指揮・監督のもと、監査等委員会の指示業務を優先して行うものとする。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
イ. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人等は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査等委員会に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務遂行に関する帳簿及び書類等の提出や、状況説明をする。
- ロ. その他監査等委員又は監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査基準」に基づき次に掲げる業務を行うことができる。
- ・取締役会への出席
 - ・重要な決裁文書の閲覧と確認
 - ・取締役忠実義務違反の監査
 - ・定時監査業務報告書作成、協議
 - ・次期監査方針、計画、業務分担の作成
 - ・計算書類及び附属明細書の検討並びに精査
 - ・監査報告書の作成、提出
 - ・取締役の職務執行が適法性を欠く恐れがないかの確認
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査等委員会に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員による職務の執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査等委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ当社もしくは子会社はすみやかに支出する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査等委員会と代表取締役は適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
ロ. 監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
ハ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に意見を求めるものとする。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定して、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、反社会的勢力との関与、被害を防止するとともに、会社の社会的責任を果たすことを基本的な考え方としている。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ. 取引先等の調査を適宜実施し、反社会的勢力との契約を未然に防止している他、取引先等に反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は、契約を解除できる旨を契約書に明記して、反社会的勢力の排除を徹底している。
ロ. 管轄警察署、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を密にして情報入手に努めている。
- ⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制評価基本規程」をはじめとする関連規程を整備・運用している。また、金融商品取引法の定める内部統制報告書の提出に向け、内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を実施する。また、子会社に関しても、当社の体制に準じて運用を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査等委員会及び内部統制担当部署である社長室がモニタリングし、改善を進めております。監査等委員会及び社長室は、内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。

② コンプライアンス

年1回以上コンプライアンスに係る研修を実施しており、当社全役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社は内部通報規程に基づいて内部通報窓口を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 取締役会の主な運用状況

取締役会規程に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

④ 監査等委員会の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	575,707	流 動 負 債	96,133
現 金 及 び 預 金	458,892	買 掛 金	11,942
売 掛 金	106,885	未 払 金	12,146
為 替 予 約	424	未 払 法 人 税 等	27,827
そ の 他	9,542	そ の 他	44,216
貸 倒 引 当 金	△39	固 定 負 債	527
固 定 資 産	149,107	繰 延 税 金 負 債	527
有 形 固 定 資 産	25,714	負 債 合 計	96,660
建 物 附 属 設 備	9,476	純 資 産 の 部	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	16,237	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	87,176	株 主 資 本	625,570
ソ フ ト ウ ェ ア	87,176	資 本 金	248,137
投 資 そ の 他 の 資 産	36,217	資 本 剰 余 金	83,113
投 資 有 価 証 券	6,943	利 益 剰 余 金	294,319
繰 延 税 金 資 産	2,936	その他の包括利益累計額	553
敷 金 及 び 保 証 金	26,296	その他有価証券評価差額金	3,017
そ の 他	41	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,463
資 産 合 計	724,815	新 株 予 約 権	2,030
		純 資 産 合 計	628,154
		負 債 純 資 産 合 計	724,815

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,076,100
売 上 原 価		729,237
売 上 総 利 益		346,863
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		251,875
営 業 利 益		94,987
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	325	
受 取 補 償 金	1,754	
助 成 金 収 入	3,302	
そ の 他	1,791	7,174
経 常 利 益		102,162
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		102,162
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	28,947	
法 人 税 等 調 整 額	△3,583	25,363
当 期 純 利 益		76,799
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		76,799

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	247,710	82,686	230,350	560,748
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	426	426		853
剰 余 金 の 配 当			△12,830	△12,830
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			76,799	76,799
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	426	426	63,968	64,822
当 期 末 残 高	248,137	83,113	294,319	625,570

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	5,614	△222	5,391	2,345	568,484
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					853
剰 余 金 の 配 当					△12,830
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					76,799
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	△2,596	△2,240	△4,837	△314	△5,151
当 期 変 動 額 合 計	△2,596	△2,240	△4,837	△314	59,669
当 期 末 残 高	3,017	△2,463	553	2,030	628,154

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	534,268	流動負債	162,493
現金及び預金	418,148	買掛金	80,254
売掛金	106,885	未払金	12,827
前払費用	6,953	未払費用	21,192
為替予約	424	未払法人税等	25,602
その他	1,894	前受金	145
貸倒引当金	△39	預り金	6,222
		その他の	16,248
固定資産	177,192	負債合計	162,493
有形固定資産	23,533	純 資 産 の 部	
建物附属設備	8,721	科 目	金 額
工具、器具及び備品	14,811	株主資本	543,920
無形固定資産	83,835	資本金	248,137
ソフトウェア	83,835	資本剰余金	83,113
投資その他の資産	69,824	資本準備金	83,113
投資有価証券	6,943	利益剰余金	212,669
関係会社株式	34,068	利益準備金	272
出資金	10	その他利益剰余金	212,396
繰延税金資産	2,936	繰越利益剰余金	212,396
敷金及び保証金	25,834	評価・換算差額等	3,017
その他	31	その他有価証券評価差額金	3,017
		新株予約権	2,030
資産合計	711,460	純資産合計	548,967
		負債純資産合計	711,460

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,076,100
売 上 原 価		773,853
売 上 総 利 益		302,247
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		238,605
営 業 利 益		63,641
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	160	
受 取 補 償 金	1,754	
助 成 金 収 入	424	
受 取 手 数 料	471	
受 取 賃 貸 料	574	
そ の 他	200	3,586
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	218	218
経 常 利 益		67,009
税 引 前 当 期 純 利 益		67,009
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	27,178	
法 人 税 等 調 整 額	△2,870	24,308
当 期 純 利 益		42,701

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			
		資 本 金 準 備	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金 繰 越 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	247,710	82,686	82,686	272	182,526	182,798	513,196
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	426	426	426				853
剩 余 金 の 配 当					△12,830	△12,830	△12,830
当 期 純 利 益					42,701	42,701	42,701
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	426	426	426	-	29,870	29,870	30,724
当 期 末 残 高	248,137	83,113	83,113	272	212,396	212,669	543,920

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	5,614	5,614	2,345	521,155
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				853
剩 余 金 の 配 当				△12,830
当 期 純 利 益				42,701
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,596	△2,596	△314	△2,911
当 期 変 動 額 合 計	△2,596	△2,596	△314	27,812
当 期 末 残 高	3,017	3,017	2,030	548,967

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社エコミック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 彰夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコミックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコミック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社エコミック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 彰夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコミックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社エコミック 監査等委員会

監査等委員 井上 晋一 ㊟

監査等委員 鈴木 豊 ㊟

監査等委員 小林 董和 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第22期の期末配当をいたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は12,844,800円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況))	所有する当社株式の数
1	くま 熊 (1971年4月10日生)	がな 名 こ 浩 じ 二 (1971年4月10日生)	72,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社の代表取締役社長及び当社子会社の栄光情報技術(青島)有限公司の董事長として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び当社の属する業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	あら 荒 (1974年2月1日生)	や 谷 つとむ 努 (1974年2月1日生)	7,200株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社の管理部門の責任者として、経営及び経理財務の豊富な経験と幅広い見識を有し、長年当社の取締役を務めております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重、 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	いけ がき きみ ひこ 生 垣 公 彦 (1 9 6 2 年 6 月 1 5 日 生)	2008年2月 ソフトブレーション株式会社 ニュービジネス推進室室長 2008年5月 同社 BPO推進部部长 2009年6月 当社入社 営業部東京カスタマーセンター課長 2012年6月 当社 営業部部长 2014年6月 当社 取締役営業部部长 (現任) 栄光信息技术 (青島) 有限公司 董事 (現任)	200株
(取締役候補者とした理由) 当社の営業部門の責任者として、経営に関しても豊富な経験・知見を有しており、企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	みず え しょう じ 水 江 司 二 (1 9 6 0 年 9 月 2 2 日 生)	1984年4月 株式会社セゾン情報システムズ入社 2003年4月 同社 Bulas事業部部长 2009年4月 同社 BPO事業部部长 2011年5月 株式会社HRプロデュース (現株式会社フェス) 取締役 2012年6月 株式会社セゾン情報システムズ 取締役 2016年10月 株式会社無限 取締役副社長 2017年6月 当社 社外取締役 2018年6月 当社 取締役第1ペイロール部部长 (現任)	—
(取締役候補者とした理由) 株式会社セゾン情報システムズのBPO事業において豊富な経験を有しており、当社グループの属する業界に精通しております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			

(注) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況))	所有する当社 株式の数
あ ら 荒 き 木 とし 俊 かず 和 (1982年11月1日生)	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 森・濱田松本法律事務所入所 2012年10月 札幌みずなら法律事務所(現 みずなら法律事務所)入所 2014年7月 アンサーズ法律事務所設立 所長(現任) 2014年9月 株式会社つなぐ相続アドバイザーズ 取締役(現任)	一株
(補欠の社外取締役候補者とした理由) 弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただけることを期待して、監査等委員である補欠の社外取締役として適任と判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 荒木俊和氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 荒木俊和氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額といたします。
4. 荒木俊和氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2019年6月25日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

5. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

(3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

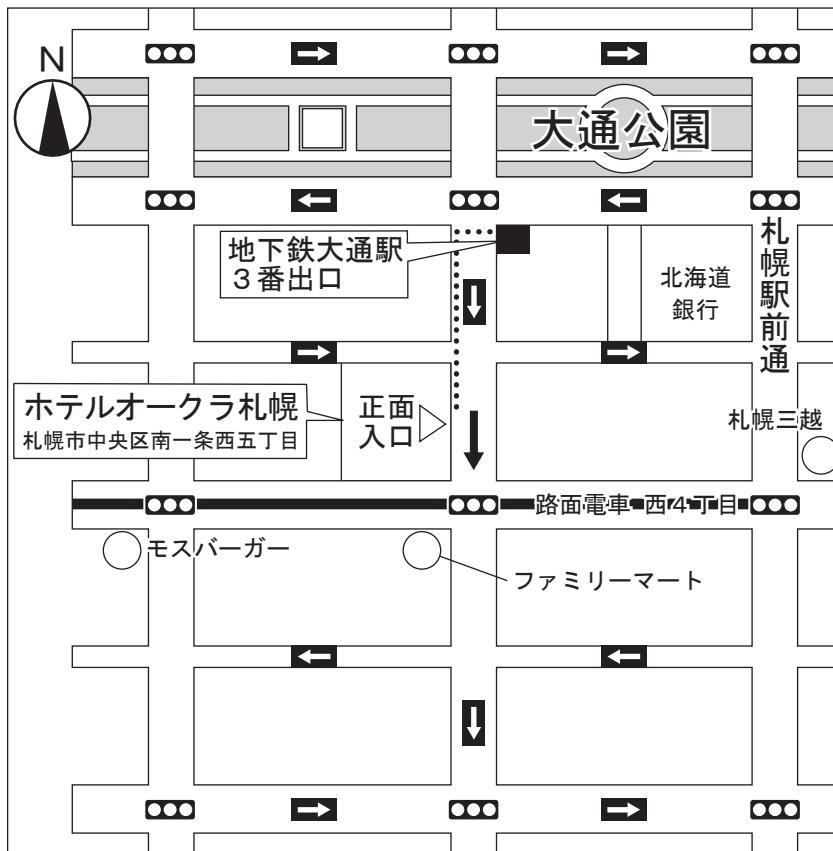
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南一条西五丁目9番地1
ホテルオークラ札幌 2階 フォンテーンズ
TEL (011) 221-2333 (代)



[交通機関]

地下鉄「大通」駅から…3番出口より徒歩約1分